

別紙

修 繕 見 積 心 得

(総則)

第1条 芽室町が発注する修繕に係る見積書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(見積合せ)

第2条 見積書提出者は、見積書を作成し、封書のうえ、見積者の氏名を表記し、通知書に提示された日時までに提出してください。

2 見積書提出者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、その委任状を提出させなければなりません。

3 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

(見積書提出の辞退)

第3条 見積書提出について通知を受けた者が見積書の提出を完了するまでは、見積合せを辞退することができます。

2 前項により見積合せを辞退するときは、その旨を明記した書面を提出しなければなりません。ただし、見積合せ執行中にあっては、口頭により申し出ることができます。

(公正な見積合せの確保)

第4条 見積書提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(見積合せの取りやめ)

第5条 町長が見積合せを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積合せを延期し、又は取りやめことがあります。

(無効とする見積書の提出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

- (1) 参加する資格を有しない者が提出した見積書
- (2) 委任状を持参しない代理人が提出した見積書
- (3) 記名押印がない見積書
- (4) 記載金額を加除訂正した見積書

- (5) 入札書の記載金額、その他見積要件が不明瞭である見積書
- (6) 同一事項の見積合せについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積書
- (7) その他見積書の提出に関する条件に違反して提出した見積書
(再度の見積合せ)

第7条 見積合せの結果、相手方を決定に至らない場合は直ちに再度の見積合せを行います。

(契約の相手方の決定)

第8条 有効な見積書の提出を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした者を契約の相手方とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で提出した見積者を契約の相手方とします。

2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(積算内訳書の提出)

第9条 町長は、必要に応じ積算内訳書の提出を求めることができます。

2 前項により提出を求められた者は、速やかに積算内訳書を提出しなければなりません。

(契約の締結)

第10条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、町長が作成した契約書案に記名押印のうえ、契約の相手方として決定された日から5日以内に町長に提出しなければなりません。

(異議の申立)

第12条 見積書提出者は、見積合せ後においてこの心得、仕様書、図面、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。